

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目 次

一	土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）	1
二	土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（抄）	2

◎土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 （略）

（汚染土壤処理業）

第二十二條 汚染土壤の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壤の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壤処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壤処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 9 （略）

（変更の許可等）

第二十三條 汚染土壤処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 4 （略）

（経過措置）

第六十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

◎土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（抄）

（特定有害物質）

第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はC A T）
- 四 シアン化合物
- 五 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
- 六 四塩化炭素
- 七 一・二―ジクロロエタン
- 八 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
- 九 シス―一・二―ジクロロエチレン
- 十 一・三―ジクロロプロペン（別名D―D）
- 十一 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
- 十二 水銀及びその化合物
- 十三 セレン及びその化合物
- 十四 テトラクロロエチレン
- 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
- 十六 一・一・一―トリクロロエタン
- 十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八 トリクロロエチレン
- 十九 鉛及びその化合物
- 二十 砒（ひ）素及びその化合物
- 二十一 ふっ素及びその化合物
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 ほう素及びその化合物
- 二十四 ポリ塩化ビフェニル（別名P C B）
- 二十五 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（

別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベ
ンゼンホスホネイト (別名EPN) に限る。)